

平成 24 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 2 回会議要旨

<開催日>

平成 24 年 7 月 4 日（水）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

森本部会長、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（5 名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 3 名

説明者（7 名）

計画事業 33「後期高齢者医療制度の実施に伴う支援」、

10「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」、

137「女性の健康支援」、27「元気館事業の推進」、

22「新しい中央図書館のあり方の検討」、

91「図書館における IC タグ及び自動貸出機の導入」

高齢者医療担当課長、保育課長、学校運営課長、子ども園推進課長、健康推進課長、

四谷保健センター所長、中央図書館長

<開会>

1 ヒアリングの実施

【部会長】

第2回の外部評価委員会の第2部会を開催いたします。

本日は6つの事業についてヒアリングを実施します。

まず本日のヒアリングの主旨についてご説明します。

外部評価委員会はテーマごとに3つの部会に分かれており、我々は第2部会として「福祉」、「子育て」、「教育」、「くらし」を担当しています。

外部評価委員は今年度改選をされました。多くの委員が変わり、事業の内容を初めて目にする方も多いので、できるだけ多くの事業のヒアリングをしたいと思っております。

そのため、1つの事業を20分の想定でヒアリングを行いますが、最初の7、8分で事業の概略をご説明いただき、その後各委員さん質問させていただきたいと思います。

20分間の時間厳守でやらせていただきますので、聞ききれなかった内容については後日文書

質問させていただく場合もございます。よろしくお願いします。

<委員紹介>

では最初に計画事業33番「後期高齢者医療制度の実施に伴う支援」について、高齢者医療担当課長よりご説明をお願いします。

【説明者】

それでは事業の概要についてご説明します。

本事業は「入院時負担軽減支援金の支給」と「葬祭費の支給」の2つの枝事業により構成されています。

事業内容に入る前に、まず私どもが担当しております「後期高齢者医療制度」についてお話しさせていただきます。

この制度は平成20年度から始まった比較的新しい制度で、原則75歳以上の方が対象となります。それまでの「老人保健制度」の課題点を踏まえ、平成19年度では若い方の約5倍と言われておりました老人医療の1人当たりの医療費を、どの世代の人がどのように払っていくのか、そういうことを明確化し、これから先将来にわたって持続可能な制度とするために、約2年間の準備期間を経て始まった制度です。

都道府県ごとに広域連合を形成し、保険者となっていることが大きな特徴です。東京都においては62区市町村で構成されている「東京都後期高齢者医療広域連合」という組織がございます。例えば国民健康保険は新宿区が保険者ですが、後期高齢者医療保険は広域連合が保険者です。

制度が始まりましたときには、年齢によって75歳以上の方が区別されるということや、殊さらに高齢期にあるということを強調するような「後期高齢者」という名前、それから国民保険と切り離して東京都全体の単位を1つの計算で一元化する保険料の計算などのために、物すごくいろんなご批判をいただきました。恐らく皆様にもご記憶があるものと思います。

そういったご批判を踏まえつつ、この制度自体の理解促進と、入院などで経済的な負担がかかる被保険者の方やそのご家族の方に、少しでも経済的な支援を図ることを目的に開始されたのが本事業です。では事業の内容についてご説明します。

まず、「入院時負担軽減支援金の支給」です。こちらは新宿区の独自事業です。区内に住所を有する被保険者の方々に対して、医療保険適用病院に7日間以上入院された場合に、入院期間により1万円から3万円を支援金として支給いたします。

高齢者の方々はなかなか情報が行き渡りづらいため、事業を周知するのに最初は結構苦労しました。これに対しては個別に働きかけることが最も確実であるため、広域連合から入院に関するデータなどを集めまして、支援金の申請を個別に勧奨するような働きかけをしております。

また、領収書が無くなってしまった、持っていないという方もいらっしゃるため、レセプトデータが確認できる場合には、領収書が無くても申請受け付けができるような配慮もしております。このように出来るだけきめ細かく対応出来るよう心がけております。

次に、「葬祭費の支給」です。被保険者がお亡くなりになられた際に、ご葬儀を執り行われ

た方の経済的な負担を軽減することが目的となります。お葬式をとり行われた方に7万円を支給させていただいております。国民健康保険にも同様の制度がございまして、同じく7万円を支給しております。

平成22年度から東京都広域連合の補助事業として、1件当たり5万円が補助されることになり、それを特定財源として歳入しております。葬祭事業というのは保険者の役割とされておりますが、当初は広域連合が保険者である後期高齢者医療制度において、いくら葬祭費を支給するかについて、なかなか調整が困難な状況にありました。と言いますのも、葬祭費の支給額は保険者が決める必要がありますが、各自治体が保険者となっている国民健康保険においてその額は東京都の中でも一律ではございません。3万円払っているところ、5万円のところ、それから23区のように7万円払っているところなどがございます。そのため、東京都全体の広域連合が保険者となったときに、62区市町村で葬祭費の金額をどうするのか決めようにもなかなか調整ができない、「国民健康保険で3万円しか払っていないところに、後期高齢では7万円払えと言われても困る」、みたいなことになりまして、その調整をするのは困難でした。

また、結局、費用を保険料に転嫁することになりますので、そのことについてはどうなのかという議論がございましたので、制度開始から22年度までは全額を区市町村の一般会計から支出していました。しかしこれは一般会計の支出ですから、若い方からの税金も入っていましたので、そういうところから葬祭費を出すのはどうなのという疑問点や、保険者本来の役割を広域連合として果たすのは大事ではないのということもございました。ですからこれらの意見を調整しまして、22年度になってからやっと62区市町村一律で5万円の補助事業とすることになりました。23区では足並みをそろえて、国民保険の額に合わせまして、差額の2万円をそれぞれの一般会計から足して7万円にしております。概要は以上です。

続きまして、事業評価シートの内容に入らせていただきます。

先ほど申し上げましたように、22年度から広域連合の補助事業になりましたことと、両方の事業ともかなり周知が進みましたため、第2次実行計画の策定時からどちらの事業も経常事業といたします。

第1次実行計画期間に制度運営が進む中でデータが蓄積してまいりましたため、2回ほどローリングを行い、現状の数値に合わせた形に変えてきております。

事業指標についてごらんください。いずれも給付率100%を目標水準に設定しております。事業実績は計画期間平均で70から80%、ここ数年は両方とも85%超えを実現しております。

それから、23年度事業費について、葬祭費は1億311万円、入院時負担軽減支援金は7,143万円、全体で1億7,454万円となっております。

20年度から23年度の合計は6億7,601万8,000円となっております。内訳は一般財源が5億2,406万8,000円、特定財源が1億5,195万円となっております。一般財源投入率は平均77.5%ですが、22年度から特定財源が入ってきましたので、それ以降が60%となっております。

次に、評価欄についてです。4つの視点はいずれもマル、総合評価は計画どおりと評価しました。いずれも目標である支給率100%には至っていないのですが、ほぼ達成レベルではない

かと判断いたしました。

それから、先程言いましたように22年度から特定財源が得られておりますので、財源的にも安定度が増していると考えております。

最後に今後の課題ですが、現在、後期高齢者医療制度そのものが国の命題の一つに入っており、先行きが大変不透明になっております。今後も国の動向を注視いたしまして、新制度が実施されるのであればその際に、特に入院支援金は国民健康保険にはない制度ですので、すり合わせがいろいろ出てきますので、改めてこの事業について検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【部会長】

ありがとうございます。

では各委員何かご質問とかご意見などはいかがでしょうか。

【委員】

区民に対する周知・広報は今後どのように行っていくおつもりでしょうか。

これは国の制度ですが、そういうことの影響から区が遠慮しているのかなとも思うのですが。

【説明者】

遠慮しているつもりは全くないのですが、まずこの事業の周知についてですが、先程申し上げましたように個別の対応をしております。今年度は2年に1回の被保険者証の更新がありますので、7月18日に被保険者の皆様に新しい被保険者証をご送付します。その際に併せて周知活動を行おうと考えております。それから賦課通知、今度保険料が随分上がりますが、そういった通知の際に書類と一緒に送っております。他には広報とか「ぬくもりだより」なども活用しております。

制度そのものの周知についてはだいぶ進んできており、保険証などのお問い合わせは減ってきておりますが、保険料についてのお問い合わせが増えてきております。特に年金から保険料を引き落としされている方からのお電話が一番多いです。

【委員】

申請主義でなく全員支給することは出来ないのでしょうか。

知っている人だけが得をする制度になってしまっている印象があります。

【説明者】

まず、葬祭費は本人ではなくご葬儀を執り行われた方に支給するため、申請が必要だと思います。入院負担金についても申請していただきますが。

入院された方の口座がわかれば、振り込めるようにはさせていただいて、かなり簡略化はしています。

【委員】

医療窓口で案内してもらえるとわかりやすいですね。

【説明者】

そうですね。こちらへの問い合わせのときなどには、こういうのがありますよというお知らせ

せはするようにしております。

【部会長】

入院は必ずしも新宿区内の病院にすると限らないので、なかなか窓口で周知するのは難しいというのが実態としてあると思いますね。

【委員】

費用がかかりますから、申請しない、要らない人にまで配る必要はないと思いますが、知らないで申請できないことは防がなきゃいけないと思います。

情報が伝わりにくい後期高齢者を対象にしているということで、勸奨、再勸奨を進めることで指標の達成度が上がっていることは高く評価したいです。

この制度が続く限りは工夫しながら頑張って継続していただきたいです。特に「ぬくもりだより」は後期高齢者の方に直接届くわけですから、確実に情報を提供することができるため、とても大切だと思います。今後ともよろしくお願いします。

【委員】

これは収入とかに関わりなく申請できるのですか。

【説明者】

葬祭費と入院支援双方とも収入による制限はございません。どなたでも申請していただけます。

【委員】

私は昨年親族が入院してこの制度にお世話になりました。当事者として感謝しております。

マスコミの報道で後期高齢者という名称によるマイナスイメージだけで批判の対象にされてしまっている大変な状況下で、実際にはとても頑張られているんだと当事者になって実感いたしました。

【部会長】

後期高齢者医療制度は風評被害みたいなところがありますが、ただやっぱり二重三重に受診して、医療費がかかって、薬は1カ所の分しか飲まないとか、無駄もあることは老人医療費のときからずっと言われています。そういうことをどのように防いでいくかが多分今後の課題ではないかと思います。高齢者は実態としても病気になる可能性は高いので、医療費が高くなるのはやむを得ないのですが、何カ所も受診して無駄にしているとか、そういうことをどういうふうに防いでいくとか、そういう事も少し考えられたほうがいいのかなという感じがします。

【委員】

情報の一元化のようなことは大事なのかなと思いますね。

【部会長】

そうですね。ただシステム的にはできないことはないんでしょうが、難しい課題だと思います。

本日はありがとうございました。また追加の質問があれば紙で出すことになると思いますが、よろしくお願いいたします。

【説明者】

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

【部会長】

では次に計画事業10「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」について保育課長、学校運営課長、子ども園推進課長よりご説明いただきます。

【説明者】

この事業は保育課が主管となります。

新宿区長は待機児対策に非常に力を入れており、24年度以降の第2次実行計画においても引き続き待機児童対策、未就学児、就学前の子どもについての教育、それから保育環境の整備について、一貫した重点課題として取り組んでいるところです。

近年、女性の就業率は非常に高まっており、共働き世帯がご夫婦のどちらかしか働いていない世帯を大きく上回っている状況です。平成9年以降、一貫してその状況は続いている中で待機児童が増加してきており、その対応を大きな目的としている事業です。

定員枠をいくら増やしても待機児童自体がなかなか減ってくれていない状況があるため、4つの枝事業により対応しております。

1番目は認可保育所等の整備です。これは新宿区の保育所整備の基本的な方向性としまして、「いわゆる区立保育園が老朽化等で建替えが必要になった場合、民営化して整備していく」という大きな方針がございます。それから、最近の取り組みとしましては子ども園化ということも大きなテーマとしてあります。

具体的な取組としましては、23年度に区立の中落合第一保育園を、私立の新宿こだま保育園という認可園としてオープンしております。それから、信濃町保育園の分園がありましたところを「新宿三つの木保育園もりさんかくしかく」として開設いたしました。それから、私立の「エイビイシイ保育園」の定員拡大、区立の東五軒町保育園と四谷保育園の定員拡大をいたしました。

次に、認証保育所への支援です。認証保育所というのは東京都独自の制度です。都心の地価が高い地域では園庭の確保等が難しいということから、例えば面積基準について、認可保育所に準じた弾力基準を設けたり、職員についても、認可保育所は10割でなければならない正規職員に占める保育士の割合が、6割であればよいなど、事業者参入がしやすい認証保育所の整備を進めております。

区は運営助成と開設準備の助成をしておりまして、現在20所を整備しております。

次に、幼稚園と保育園の連携・一元化です。西新宿子ども園と柏木子ども園が23年4月1日に開設をいたしました。さらにこの間、23年度におちごなかい子ども園の開設準備を行い今年度オープンしております。また、柏木子ども園の定員拡大や、専用室型一時保育という、専用室

を設けた一時保育の実施の準備をいたしました。

最後に、私立幼稚園保護者の負担軽減です。所得に応じて私立幼稚園保護者の入園料・保育料について、負担の一定部分を補助しているという仕組みです。これは継続して取り組んでおります。

続いて事業評価等についてご説明いたします。内部評価と致しましては、概ね適切、あるいは計画どおりと付けました。

今後の課題ですが、保育所の定員の拡大がニーズになかなか追いついていかない、待機児がなかなかゼロにならない状況がございますので、保育者のライフスタイルの多様性に合わせて、今後もさまざまな仕組みを構築していく必要があるだろうということがございます。

また、一口に新宿区と申ししましても、地域によって保護者の就労状況、就労形態、保育ニーズ、かなり多様性があります。そういったことにも対応していく必要があるだろうということも課題と認識しております。

事業の説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。ちなみに今、待機児童数というのは何人ぐらい。

【説明者】

4月1日現在で98名になりますが、毎月じわじわと増えている状況にあります。

【部会長】

それでは、何かご質問等ございましたら。

【委員】

私立保育園に対する補助はしていないのでしょうか。

【説明者】

私立保育園には運営補助はしておりますが、私立保育園の保育料は区立保育園と全く同じです。ので、私立幼稚園保護者向けの補助というものはございません。

【委員】

子ども園化についてですが、幼稚園から子ども園となることは割とすんなり受け入れられる気がするんですが、保育園から子ども園となるとどうなのでしょう。現在保育園に通われている方からのご意見等はどのようになっていますか。

【説明者】

来年子ども園になる区立の保育園5園の保護者向け説明会を、子ども園推進課と保育課で、先月行いましたが、保護者の方の反応は園によってかなり違います。お子さんを預けていらっしゃる保護者にしてみると、いわゆる短中時間という、保育に欠けないお子さんたちが入ってくることのメリットが具体的に見えないという戸惑いがあるようで、それに関する質問がございました。

そのご質問に対しては、例えば幼稚園教育で行っている家庭教育学級のような取り組みを、今度保育園でも行っていくことや、ウイークデーに行う親子観劇会など幼稚園でやっているよ

うな取り組みもやるようになるというご説明しておりますが、そうすると「働いていて現在でも忙しいのに負担が大変になるのではないかと」ご心配な方が多かったです。

ですが我々が説明していく中で、その中身が充実していくんだという受けとめ方、例えば健康管理面でいえば、今まで園医さんが内科医お1人だったのが、耳鼻咽喉科や眼科医など充実していくということなども一つ一つご説明した中で、総体のご理解はいただいております。

それから、区民見学会もやらせていただいたのですが、今やっている子ども園5園をいろんな区民の方も見ていただくと、実際に全然遜色ないどころか、中身とかスタッフが充実しているところをご理解をいただいているので、実際やりながら、理解を深めていくところかなと思っています。

【委員】

やってみれば良さがわかってくると思うのですが、現に保育園に預けている保護者さんや通っている子どもたちが子ども園に馴染んでいけるように、十分な手当てをしていただきたいと思います。

それからもう一点。指標2「認証保育所定員数」の達成度が、ずっと100%だったものが、23年度は75%になっております。これは何故なのでしょう。

【説明者】

新しくオープンした認証保育所があるのですけれども、特に4、5歳の定員がなかなか100までは埋まってくれないところがありました。認証保育所を開所する際には、必ず4、5歳の定員枠も確保しますので、年度末までには大体埋まってくるのですけれども、オープンしたところで年度末の段階でこの数字になったところであります。

【委員】

では、この数字は心配しなくてもいいということですね。わかりました。以上です。

【委員】

民間の幼稚園の子ども園化を支援していくための具体策はどのようなものがありますか。

【説明者】

私どもの部門で補助要項等もつくっております。私立幼稚園が子ども園化するに当たっては、施設整備などについて、東京都の補助制度等も使いながら補助していく用意があります。

今のところ新宿区内の私立幼稚園は子ども園になっておりませんが、今ご相談が1件程度あるところではあります。

【委員】

内部評価に「区が多様な保育施設の整備を主体的に担っていく」と書いてありますが、という面で多様化し、保育施設が充実しているのか教えていただきたいというのが1点。

それから、例えば言語や音楽など、どういう保育が行われているのかという、保育内容についてはどのように評価されているかを教えてください。

【説明者】

まず、1点目の多様な保育施設についてですが、まず施設の多様性として、保育園、子ども

園、認証保育所、保育所実施型の家庭的保育事業、そういった形でさまざまな形の保育施設、保育環境の整備をしているということがあります。家庭的保育事業というのは、いわゆる保育ママさんが個人がやるのではなくて、事業者が人を雇って一定のお部屋で家庭的保育を保育ママさんが行うものです。事業所が近隣の保育所だったりするので、例えばその保育所でやっているプールにお子さんを連れていけたりという連携が取れるといったメリットがあります。

区としてはそれも進めていって、昨年1つ、この4月からオープンしているところがあります。

それからソフト面のサービスの多様性についても、夜間等延長保育や病児・病後児に対応する保育、それから一時保育などの整備を進めております。

次に保育内容の評価についてですが、サービス内容の評価について、福祉サービス第三者評価などで評価していただいております。区の行政としては計画事業の中にうたい込めるような性質のものではないので、保育の中身については各園の中のさまざまな研修等々の取り組みの中でやっております。

【部会長】

今の第三者評価について、どのくらいの園が評価を受けているのか、その受診に関して区が補助を出しているかについて教えてください。

【説明者】

認証保育所も含めて必ず3年に1回実施しております。それから民間の認証保育所に至るまで受診費用は区が助成しております。

【部会長】

一般的に認証保育所や民間の保育園の質について、父母の方が心配されたりする傾向があると思うんですが、評価結果で特に指摘されているようなことはございませんか。

【説明者】

今までそれで問題になったようなことは特に無いかと思います。私立園につきましては、むしろ非常に人気があり、その園じゃなきゃ嫌だというご要望が多いのが近年の私立保育園です。近年は私立園が待機児が一番多くなっています。

【部会長】

これは委託や指定管理ですか。

【説明者】

いえ、完全に民設民営に移行しています。

ただ、底地部分が区有地だったりしますので、減額して区が貸し付けたりはしております。

【部会長】

他にはよろしいですか。

では文書質問等もよろしくお願いします。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

【部会長】

では次に計画事業137「女性の健康支援」について健康推進課長と四谷保健センター所長よりご説明いただきます。

【説明者】

では計画事業137「女性の健康支援」についてご説明いたします。

事業目的は、女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごすように、思春期・青年期・中高年期の各世代に応じた総合的な健康支援及びがんの予防を推進するというものです。

昨年度「24年度からの新しい健康づくり行動計画」を策定しましたが、その5本の柱、大目標の2つ、「総合的ながん対策」と「女性の健康づくり」の施策です。

女性には、男性とは異なった女性特有の健康課題や疾病などがございます。また、ホルモンバランスによって思春期・成熟期・更年期・老年期で健康課題が変化いたします。

そういった健康課題に対応するために、例えば女性の健康支援イベントや食育フェスタにおいて、女性健康講座の乳がんの自己触診モデルを使った啓発を行うなど、さまざまな啓発活動やがん検診の勧奨などを行っている事業です。

23年度の主な実施内容ですが、まず女性のための健康手帳、新宿区オリジナルバージョンを作成しました。22年度中に新宿区の保健師を中心としたメンバーで、オリジナルな編集を加えて東京法規出版をベースに新宿区バージョンを印刷させて購入してございます。市販のさまざまな女性の健康を支援する印刷物のうち、記録の部分と知識・啓発の部分が最もバランスが取れていると考えましたため、東京法規出版の物を基にしました。

新宿オリジナルの箇所ですが、新宿区の女性に関する事業、女性の健康専門相談、健康相談、子育て中の悩み相談等々と、お問い合わせ先を書いています。それから、新宿区の乳がん、子宮がん等の年齢死亡率等や健康診査・がん検診のご案内、保健センターその他のご案内などが掲載されております。

これ以外に本文の内容についても細かな修正を加えており、特に記録、健康診査や特定保健指導、その他の記録の編集においては区独自の視点を入れてございます。

こちらを、23年度に1万部購入して、20歳と30歳と40歳の女性には子宮頸がんのスタート年齢、乳がんの自己触診指導のスタート年齢、乳がん検診のスタート年齢に合わせて、年齢にがん検診票などに同封して7,500部ほど配布しました。また、残りは保健センター等の普及啓発イベントで実施してございます。

次に、女性の健康週間イベントの実施です。

女性の健康週間は3月の第1週のことで、厚生労働省が位置づけております。今年は女性の健康フォーラムとしては3回目のイベントでございました。現役のドクターで、落語の二枚目でもいらっしゃる立川らく朝さんに健康落語をやっていただいたほか、女性の健康コーナーでは乳がんの自己触診や食事・栄養指導や、元気を引き出すメイクアップ体験、かづきれいこさん

による、外見にダメージをこうむった女性が明るく世の中に出られるようなりハビリメイクを無料で体験していただくコーナーなどを設けて、かなり好評を博しました。

次に、食育まつり、地域センター等へのブース出張などです。女性特有のがん検診の普及・啓発を目的に、東京都のピンクリボン運動などと協賛して出展しておりまして、「新宿区のがんの現状をご存じですか」というリーフレットを配っております。こちらには検診票を請求するはがきが付いておりまして、それを郵送又はファクスで送っていただくと、私どもから検診票をお届けすることができます。

新宿区のがんの死亡率ですが、全国と比べて圧倒的に子宮がんによる死亡率が高いという現状がございます。こういうところも広報などにも載せて周知を図っております。

次に、女性の健康専門相談です。四谷保健センターで平成22年度から毎月1回女性の専門医をお招きして、1回定員5名ぐらいで詳しいご相談に応じております。

続いて、事業の指標と達成水準についてご説明いたします。

乳がん検診、子宮がん検診は目標水準を35%と定めてございますが、現在達成はできておりません。しかし、平成20年度は10.4%だった子宮がん検診の受診率が、21年度には10.9%、22年度15.3%、23年度は16.5%まで上がっております。乳がんの方も20年度13.2%だったものが、21年度に14.4%、22が17.7%、23年度は17.9%と、いずれも順調に上がっております。新宿区は全国平均に比して受診率は低いところですが、なお一層努力する考えです。

次に、女性の健康支援センターの設置準備です。四谷保健センターの建替えに併せて、女性の健康支援専門のセンターを保健センター内に設置するため、現在設計を終えて、この7月に着工に入り、26年2月の開設に向けて順調に進めております。

続いて、内部評価の内容についてご説明いたします。

「目的（目標水準）の達成度」については、がん検診受診率が目標に届いていないために「達成度が低い」と評価いたしました。他の項目については概ね適切、効果的・効率的だと評価しております。総合評価としては、毎年順調にがん検診の受診率も伸びていること、全国にも比較的例のない取り組みを進めていることなどから、「計画どおり」と評価いたしました。

この事業の課題についてですが、女性の健康支援センターの開設に向けて、さらにさまざまな取り組みを考えているところです。

第一次実行計画期間における総合評価についても、がん検診が年々受診率が上昇していること、22年から開始した女性の健康専門相談の相談者の満足度も高くなっていることなどから、「計画どおり」と評価いたしました。

第二次実行計画における改革方針は、23年度から始めた子宮頸がんを予防するためのワクチンに対する全額公費負担、女性の健康支援センターの開設などにより、女性の健康支援を一層推進していきたいと考えております。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。ではご質問をお願いします。

【委員】

3点よろしいでしょうか。

健康手帳についてですが、小中学生でも理解しやすい内容で、素晴らしいものだと思います。先程のご説明のほかに、新宿区特有の部分というのがあるのでしょうかというの一点。

それから、予防の普及・啓発にあたって、区立の小中学校の養護教諭など学校との連携を図っているかということが一点。

最後に、区内の医療機関の設置状況からすると死亡率はむしろ低くなりそうな気がするのですが、結果的に高くなっている理由や原因についてどのようにお考えかということが一点。

以上3点、よろしくおねがいします。

【説明者】

まず健康手帳についてですが、大人の女性のための予防接種の記録について、麻疹、風疹が済などに加えて、米印でヒトパピローマウイルスの接種が済んでいるかという欄を設けております。その他に、更年期うつなどの心のトラブルについてや、セーフセックスというところについては、表現方法を一部変更しております。

次に、学校との連携についてです。23年度からヒトパピローマウイルスワクチンの予防接種で子宮頸がんを防ぐに当たり、中学1年生から高校1年生を対象としましたため、校長会及び中学校の保護者会、PTAの総会などに担当部局が出席してご説明をしています。HPVワクチンの導入については、養護教諭との十分な情報共有も図っています。

最後の子宮がんの死亡率が高い原因についてですが、地域がん登録と申して、都道府県単位で全てのがんの発生状況や、治療、手術、その後の養生や死亡の状況までをデータ化する作業が全国的に進んでおります。東京都は地域がん登録が遅れておりまして、今年度からようやくスタートしました。

この地域がん登録で地域のがん情報が全て分析されて、何年か経てばある程度地域的な特徴も出るものと思います。

【委員】

乳がん、子宮がんの死亡率が高い原因について、分析が済んでいないというご説明でしたが、私は単純に受診率の低さと結びついているのではないかと感じました。受診率は年々伸びているとはいいいながら、やはり目標の設定に比べて受診者が極めて少ない。これが死亡率と結びついているのかなと考えたのですがいかがでしょうか。

また、今後子宮がんと乳がんの受診率を高めるためにどういう方法を考えてらっしゃるのかをご説明いただきたいと思います。

【説明者】

子宮がんの死亡率の高さの原因については、先程申しましたとおり、正確な分析ができておりませんが、委員のおっしゃるような認識を我々もしておりまして、まず子宮頸がんの受診率を高めることが重要だと考えております。子宮頸がんは早期に発見されれば治療が進む種類のがんですので、なお一層受診率のアップに取り組みたいと思っています。

次に受診率向上に向けた取組みについてですが、受診を促進するために、国の施策でもございますが、20歳と25歳と30歳、35歳、40歳の方に無料クーポンを22年度から送っており、これにより22年度以降、ぐっと受診率が上がっております。そういう施策を続けるとともに、今後オープンする女性の健康支援センターを中心に、乳がんのピンクリボン月間等に合わせて子宮頸がんの受診についてもいろんなアピールの機会を増やしていこうと思っております。また、子宮頸がん検診は細胞診ですので、若い方にはなかなか抵抗が大きいというところもあると思っております。先程のような死亡率などのショッキングな数値も出して、広報なども使い広く周知活動を行っているところです。

【委員】

2点ございます。

新宿区は病院が確かに多いんですが、普通健診と、乳がん、子宮頸がん、子宮がんの検診を同時にできる病院が少ないのです。特に乳がんと子宮がんの検診ができる病院は2つぐらいしか私は区内で知らないし、そこは予約が半年先という状況にありました。これも受診率の低い原因ではないかと思います。それから、手続の煩雑さもあると思います。インターネットとかで簡単にできる人はいいんですけれども、病院によっては直接申し込みができない病院があったり、その辺の兼ね合いもあるのではないかと思いますのでご参考いただきたいということが一点。

次に、意識の変革、啓発という部分についてです。自分の周りを見渡しても、同年代の友人もほとんど受けていませんし、無料クーポンをもらっている子どもも受けていません。頭では受けなきゃいけないと思っていても行かないのです。各年代に共通して言えるのは怖くて行けないという状況ではないかと思います。もし何かあったらと思うと怖くて行けない。早期発見早期治療ということの意識啓発をもっともっとしていく必要を感じます。どこかで肩を押したり無理に行かせたりしない限り、受診率ってそんなに上がらないのではないかな。意識啓発というのは、かなり大きなハードルだと思いますので、その辺の対策や工夫、自分のこととして受けとめて申し込むようにするために考えてもらっしやることをお伺いしたい。

【説明者】

新宿区内に健康診査を受けることのできる機関は200程あるのですが、乳がん検診は特にマンモグラフィーを置いているところが少なく、20数カ所です。それでも23区では最も多い部分ではありますが、それだけに他からも集中してなかなか予約がとれないというところがございます。全部の種類のがん検診を受けられる医療機関もご指摘のように大変少なく、申し込みが難しいということもございます。私ども健康センターでは日曜総合健診と申しまして、がん検診と健康診査を同時に休日というニーズに応えるようにしておりますが、健康センターも乳がんは今のところできません。健康センターの跡地は今建替えを考えておりますが、26年度の半ばごろには乳がんの検診も含めて、全てのがん検診と健康診査を休日を含め、同時に実施できるような体制をとってもら。新宿区医師会に請け負ってもらって考えで計画を進めています。

意識啓発についてですが、私どももがん検診を受診しない理由を毎年聞いておりますと、一

番多いのは、「必要なときは医療機関を受診できるから」という答えです。ですが実はがんについてはほとんど自覚症状がありませんので、この答えは誤解に基づいています。

結果を知るのが怖いという不安というお答えは少ないながらもあります。「自覚症状というものがほとんど無いものですよ」ということをどうアピールするかについては、今後も広報やさまざまな機会を通じて取り組んでいきたいと思っております。

【部会長】

ありがとうございました。137番についてはよろしいですか。

では次に計画事業27「元気館事業の推進」について、引き続き健康推進課長よりご説明いただきます。

【説明者】

はい。

本事業は、区民の運動習慣のきっかけづくりと地域での健康づくり活動の活性化を図ることを目的としております。元気館は築40年近い老朽化した施設を手を入れて活用し、運動プログラムを展開できるスタジオやトレーニングルームを設置したほか、生活習慣病の予防講座なども実施して区民のいろんな活動に資しているというものです。

23年度の主な実施内容としましては、まず健康増進プログラムの充実については利用者が5万7,713人と増えてございます。

2番目は高齢者筋力向上事業です。これも大変人気で、全体としてはこれは講座数が少ないのですけれども、利用者延べ人数としては1,332人という状況です。

ここで元気館で実施しているプログラムについてご説明いたします。お手元にあるチラシをご覧ください。月曜から日曜までの間、これだけの種類の講座を実施しております。3か月連続講座のコース型と、一回ごとのフリー型に分けられますが、いずれも1回の利用料金は400円です。

続いて事業の指標についてご説明します。健康増進プログラムの利用率は、目標の65%に達していませんが、実はこのプログラムの定員は21年度までは30人だったものを、21年度の様子を見て指定管理者から35人に上げたいという申し出があり、22年度以降、定員を35人に上げておりますが、あえて65%という数値は変えておりません。

22年度からは定員アップに伴って、健康増進プログラム参加延べ人数を指標に加えました。目標値は7万人としております。こちらも目標には届いておりませんが、20年度までは大方4万5,000人ぐらいだったところが、現在5万7,000人まで届いております。

続いて内部評価の内容についてご説明いたします。

サービスの負担と担い手、効果的・効率的いずれも指定管理者に委任することで、直営で運営することに比較すると相当効率的に動いていると評価しております。

目的の達成度ですが、指標達成度はいずれも100%には届いておりませんが、定員を増やしたにもかかわらず80%を超えて上がってきておりますので、「達成度が高い」と評価いたしました。特に昨年度は東日本大震災の後、計画停電等に対応するために2カ月間夜間利用を全て

止めておりました。そういう期間があったにもかかわらず、前年度と比較して利用者数は増加してございますので、このところは少し斟酌して達成度が高いと考えた次第です。

今後の課題ですが、利用率の向上と目標達成を目指して引き続き各年代ごとのプログラム運営と個人の体力に合わせたきめ細かい指導を行っていく。継続の内容ではございますが、そこを怠らずに進めていきたいと考えております。

第一次実行計画の総合評価としましては、4カ年平均で目標達成率が86%までいきましたので、生活習慣病予防につながるシェイプアップ講座での栄養指導なども実施するなど、内容も充実しておりますので「計画どおり」と評価しました。

お手元に利用者アンケートの結果を配付しておりますのでご覧ください。23年度のアンケート調査です。まず利用状況の概観ですが、男性に対して女性の比率が圧倒的に高くなっております。次に利用者の年齢層ですが、男女とも一番多いのは70代です。高齢者が運動できる施設というのはめったにございません。スポーツセンターとは完全にすみ分けが進んでおります。続きまして、ご利用される時間帯についてですが、高齢者が多いことから、ご利用の時間帯は午前中が多く、次いで3時ぐらいまでが多い。夜のほうのプログラムは、お子様連れとか比較的若い方の利用が多いと考えております。

続きまして今後も元気館を利用したいと思いませんかと尋ねておりますが、とても思うと思うを合わせますと99%ですので、利用者の満足度は大変高いものと考えております。

最後に料金設定が1回400円ですが、これを安いと思われる方が64%、普通というお答えが33%で、これがほとんどを占めているところです。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】

この施設は今まで交通アクセスがあまりよくなかった場所だったのですが、副都心線ができて、駅から雨に濡れないですぐ入れるようになったことから利用者が若干増えたのかなと思いました。それだけでなく、アンケートをお聞きすると高齢人口が多いといった地域性もあって人気が出てきているのではないのでしょうか。高齢者に特化したこういうスポーツができる施設がないということで、例えばシニア活動館では簡単な体操は対応できても、本格的にこういう機械を使ったスポーツはできない。そう考えるととても大事な施設なんだと改めて感じましたので、目標達成に向けて、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

【説明者】

おっしゃる通り、地下鉄の西早稲田駅ができたことで、例えば体育館の貸し出しの利用者などはぐっと増えたように感じてございます。

【部会長】

常勤職員は何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

常勤職員は契約社員も含めて7人程です。そのほかプログラムごとに専任講師を入れてございまして、人の数はかなりございます。

【部会長】

建物の維持管理費はこれとは別に、光熱水費は指定管理料に入っているのですか。

【説明者】

はい。ですが光熱水費も含め、指定管理者料の一部については「元気館の管理運営」という別の事業です。指定管理料全体ですと4,000万円程になります。

【部会長】

それ以外には区から元気館事業に対しての持ち出しというのはないのでしょうか。

【説明者】

元気館も築38年もたっておりますので、空調設備や給排水などさまざまな工事を行っており、そういう施設の大規模な修繕は区が行っております。

【部会長】

大家さんのやるべきことというのは区で持っているということですね。わかりました。

【委員】

高齢者のためのプログラムが随分充実しているようですが、特にそこをアピールはしていますか。

【説明者】

いえ、利用実態として高齢者が多いことと、高齢者の健康に十分配慮した血圧測定から入って健康管理に万全を尽くしている特徴はございますが、基本的にはどなたでもご参加いただけるプログラムとしてです。

【部会長】

この施設自体は高齢者向けの施設としてつくられているわけではない。ただ、周辺の環境などから、高齢の方がメインにお使いになっているということですか。

【委員】

でも、高齢者用のプログラムを意識して入れ込んでいらっしゃいますよね。

【説明者】

はい、入れ込んでいます。他にも全然違うものとしましては、子どもや産後の方向けのプログラムなどがあります。幼児バレエですとか。

【委員】

高齢者向け運動施設はそんなに無いとのことでしたが、例えば四谷に住んでる人が元気館まで行くのは大変ですよ。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

【説明者】

スポーツ施設の偏在については私どもだけでは解決はできませんが、こういうメニューが高齢者に人気であるということを周知して、いろんな取り組みができるようになればと思っています。

【部会長】

筋力向上事業の種類にもよりますけれども、大きな体育館が無くてもできるようなことはたくさんあると思いますし、例えば地域包括支援センターのようなところと連携して、介護予防の事業と一緒にやるとかいうようなことは、課の間でいろいろまた調整していただければいいのかなと思います。

【説明者】

筋力向上用の専用のマシンがあったり、軽いものからダンベルセットなど揃えることとか、専門の運動療法士がいたほうが安全ということなど、さまざまハードルはございますが、地域展開も不可能ではないものかもしれません。

【部会長】

保健師が高齢者総合相談センターには居るので、そこそこのことまではできるのではないかなという気がします。

【委員】

男女の利用率について、男性が14%、女性が86%となっている状況に改善策はないのですか。

【説明者】

今後、生活習慣病などの観点から、お誘いすることも検討してまいります。

【部会長】

他にはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

【部会長】

では次に計画事業22「新しい中央図書館のあり方の検討」について中央図書館長よりご説明いただきます。

【説明者】

よろしくお願いいたします。

まず「新しい中央図書館のあり方の検討」事業についてご説明します。

現在の中央図書館は、竣工以来40年が経過して、施設及び設備の老朽化が目立っております。また、そのほかに新耐震基準以前の建物ということで、耐震補強工事を実施するには多額な経費と中央図書館の仮移転が必要となります。さらに、仮設計をしたときには、工事施工後は建物の中に耐震壁が多く増え、図書館のレイアウトにも支障を来し、機能が大幅に制限されることがわかりました。そこで第1次実行計画の中で中央図書館の役割、あるいは機能を抜本的に見直して、IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新しい中央図書館の整備を検討して、その方向性を平成22年11月に策定した新中央図書館等基本計画として取りまとめました。

この計画は学識経験者、あるいは公募委員等で構成されました新中央図書館等基本計画策定

委員会、この委員会におきまして2カ年にわたる審議を経てまとめられたものです。それは新中央図書館等基本計画として冊子にまとめられたものです。

そして、この計画の策定に当たりましては、利用者のニーズを把握するために来館者調査や郵送調査、あるいは関係者へのヒアリング調査も行いまして、これらを踏まえて素案を策定いたしました。そして、その素案に対してもパブリックコメントや区民説明会などを行いまして、そこで出された多くの意見を踏まえてこの基本計画にまとめたというものです。

そして、新しい中央図書館につきましては、これまでの機能を十分維持しつつ、新たな多様なメディアへの対応、あるいは地域資料としてのコミックの収集・保存、公文書アーカイブ機能、これは記録や資料などを一まとめにして保存する機能のことです。あるいは情報コンシェルジュ、情報交換、交流の仕組み、こういったものを取り入れていくことでまとめているものです。そして、この新しい中央図書館は旧戸山中学校跡地に建設していく計画で進めております。そして、平成23年度に、この新中央図書館等基本計画を踏まえまして、施設や設備の整備指針となる、仮称ですが新中央図書館等建設基本計画を策定しまして、24年度以降、基本設計、実施設計と進みまして、平成28年度に新中央図書館の開業を目指して準備を進めておりました。

しかしながら、東日本大震災の発生を受けまして、昨年5月20日に決定しました新宿区緊急震災対策によりまして現在の中央図書館は利用者の安全・安心を確保するため、新中央図書館の建設予定地である旧戸山中学校を仮移設として移転することになりまして、新しい中央図書館の建設スケジュールについては改めて判断するという形になりました。このため、総合評価のところでは「計画以下」と評価しているものです。

第2次実行計画におきましては、新中央図書館等の建設計画は今後、区の総合的な判断のもとで進めていくということになりまして、現時点では建設時期は未定となっております。しかしながら、これからの建設に備えまして、新中央図書館等基本計画の具体的な図書館サービスについては、新宿区立図書館運営協議会等で現在も検討を行っているというものです。新中央図書館の建設時期や建設方法につきましては区の財政状況等を踏まえて総合的に検討する必要があります。そして、早稲田大学から研究教育施設との合築等の提案もあったことから、今後この提案についても検討を進めていきたいと位置づけをしているものです。

第1次計画期間における総合評価ですが、「計画以下」と評価しております。新中央図書館等基本計画策定委員会での議論、あるいはアンケート調査、ヒアリング調査、あるいは新しい図書館を考える集いなど、区民や利用者の意見を踏まえながら、この新中央図書館等基本計画を策定しております。こうした基本計画を踏まえて、新中央図書館等の建設に向けた準備を進めているというところですが、先程も申し上げましたけれども、震災対策によりまして建設スケジュールについては改めて判断するというものです。

第2次実行計画における改革方針についてですが、財政状況等を踏まえて、建設スケジュールについては未定となっておりますけれども、建設事業は今後も続けていきます。新中央図書館の建設時期、建設方法等については極めて多額の経費を伴うものですから、財政状況等を踏まえて総合的に区として判断していくということで今位置づけられているものです。

雑駁ではございますけれども、この事業についての趣旨、あるいは評価について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。

2点確認ですが、まず、現在の高田馬場からの仮移転はいつごろになりますか。

【説明者】

平成25年に向けて準備を進めているところです。

【部会長】

耐震について、応急補修か何かをして使っていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

東日本大震災によっても、建物本体の構造は、施設課の目視による調査でも、特に指摘はありませんでした。

【部会長】

それからもう一点。23年度事業費がゼロというのは、昨年度は完全に止まっていたと見てよろしいのでしょうか。

【説明者】

23年度は新中央図書館建設基本計画を策定し、そのための検討委員会を設置するといった、建設を前提とした事業を計画しておりましたので、5月の緊急震災対策に伴ってストップがかかったということです。

【部会長】

「IT社会に対応した情報センター機能」というのはどのようなものをお考えでしょうか。

【説明者】

ITの発展に伴いまして、電子書籍などの新しいメディアも登場しております。そこで、今後登場してくる新しいメディアに適切に対応しながら、区民が情報に接する環境を保障して、情報格差を解消していく役割を果たしていきたいと考えております。

具体的には、従来の図書館が持つ機能に限定されることなく、多様なメディアを収集、保存、活用をして、区民が必要な情報を利用できるようにしていきたいと考えています。

それから、地域資料の収集の強化や、新宿ゆかりの漫画家の作品などを収集していくことで、多様なメディアと幅広い分野の資料の充実を図っていきたいと考えています。

もう一つは、区民の課題解決支援のためのサービスの充実ということで、さまざまな相談に資料を通じて対応し、必要に応じて問い合わせ先等を案内する区民の情報コンシェルジュ機能を担おうと考えております。図書館は土曜日も日曜日や祝日も、夜間も中央図書館ですと9時45分まで開館しており、多くの区民が利用をされております。こういったところにコンシェルジュ機能を備えることで様々な相談に対応し、問い合わせ先を案内していきたいと考えてございます。

それから、子育て、介護、健康、医療、法律などの課題解決情報、本だけでなく課題を解決

できるような情報を積極的に提供ができるような仕組みを考えていきたいと考えています。そして、何よりも図書館に多くの方が集まる、気軽に集い交流ができる仕組み、こういったものを考えていきたいと考えております。そういったところを基本計画の中でまとめておりますが、これは大きく考え方をまとめたというもので、具体的に何をやるのかということを、今後検討しようとしていたところです。

今は建設が可能となった時期に備えて、具体的なサービスについては運営協議会という協議会の中で検討させていただいているところです。

【部会長】

ありがとうございます。他に何かありますか。

【委員】

早稲田大学の研究教育施設との合築の提案があったという部分については、今後検討と書いてありますけれども、どういう形で考えてらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

これは総合政策部が窓口となって提案を受けているものです。新しい中央図書館は公文書館機能を含めた、従来の図書館の枠を超えた機能を取り込んだものを考えています。

こういった中で、早稲田大学からご提案があり、協議を進めたいという申し出がございました。現在、早稲田大学から具体的にどういうことをやりたいのかというものはございません。今後区として検討を進めていくということです

今までの図書館の枠を超えた図書館像を基本計画の中でうたっておりますけれども、知の拠点としての機能の充実と建設コスト等の軽減の両面で協議を進めていくということで考えているものです。

【委員】

仮移転後は今使っている中央図書館は使わなくなるのでしょうか。

【説明者】

現中央図書館には中央図書館のほかに工事事務所、公園事務所も入っております。それらが全て出た段階で解体工事に入ります。解体した後は落合地域における地域図書館を整備する方向で現在進めています。

【部会長】

本離れみたいなのが世の中で言われていますが、地域図書館や中央図書館の本の貸し出しと利用者数はやっぱり減っているんですか。

【説明者】

利用者数、貸し出し冊数ともに、増えております。それは指定管理者制度の導入とも相まっているのですが、開館時間を延長してきました。午前9時から中央図書館を初め、四谷、角筈、それから大久保図書館では午後9時45分まで長い時間開館しておりますので、それに伴って利用者も増えておりますし、貸し出し冊数も増えているということです。

【部会長】

自分で買う余裕がない人が増えているというのもあるのですかね。

【説明者】

ベストセラーなどに常に予約が埋まっているというところはありませんけれども、図書館ならではの本というの也有不少あります。そういったものを多くの方が利用なさっているというところもあります。

私も調査研究室みたいなところもありますし、新宿に関する地域資料も一番そろっているのです。図書館は調べ物をしたり、本を探したり、図書館にはカウンターのところに専門の職員がおりますので、そういったところにお尋ねになる方もかなり増えています。

【部会長】

リファレンスワーカーみたいな感じなんでしょうね。所在を確認して情報提供する。本だけじゃないのだろうと思いますけれども。

【委員】

中央図書館は指定管理の導入は考えてないのですか。

【説明者】

中央図書館は本館ですので、図書館すべてを指定管理者に任せるということは考えておりません。直営の中央図書館が、基本的な図書館政策はもとより、図書館資料の選定・除籍等の基本方針を決定していく必要があります。そうした基本的な方針に基づき、指定管理者が地域や館の特性を踏まえた図書館サービスを行っていますので、中央図書館は直営で実施していく方針です。

【委員】

電子書籍の貸し出しというのは考えられるのですか。

【説明者】

電子書籍については今後も調査研究を進めていくということで、アンテナを張って情報収集に努めていきますが、まだ具体的になっておりません。といいますのは、まだまだ課題が多くあります。一つは利用者のニーズに対応するためのコンテンツの充実が図られているかどうかということです。それから、公立図書館における閲覧に適したシステムがまだ確立されてないのです。この状況で導入しますと、システムが使えなくなったときに大きな損失につながるだろうということで、安定したシステム、の確立が必要です。それから、紙の書籍は購入すれば図書館の所有物になりますが、電子書籍は版元からデータを使用する権利を買うということにすぎないのです。そのため利用者に貸し出す際の条件には提供元の意向が影響します。例えば新刊小説の貸し出しを一定期間有料にしてほしいなどの条件を出版社が出せば、図書館は従わざるを得ないことになります。

ご存じのように、図書館は無料が原則です。ただ、電子書籍の場合、有料にしても、図書館法の無料原則には抵触しないという見解が国の審議会からも出ています。とはいえ、利用者になれば、図書館は無料という考え方が大きく揺らぐことになります。こうしたことから、検討を進めている状況で、アンテナは張っていますけれども、直ちに導入するという考えはないと

ということです。

【部会長】

データとしてその情報をあちこちやりとりして、その著作権だとか取り扱いが入ってくると、今まだ決まっていない。決まっていないところがたくさんあって、使えなくなるようなことが起きたり、それから後で料金課されたらそれは予算化できないとかいうようなことがあったりする。だから、その帰趨がまだはっきりわからない部分がたくさんあって、なかなか公としてはあまりリスクな選択はできないというのが前提としてあるのだらうと思いました。

22番についてはよろしいですか。

では次に、計画事業91番「図書館におけるＩＣタグ及び自動貸出機の導入事業」について、引き続き中央図書館長よりご説明いただきます。

【説明者】

では計画事業91番「図書館におけるＩＣタグ及び自動貸出機の導入」事業についてご説明をさせていただきます。

図書館資料の貸し出し、返却処理時間の短縮、あるいは特別図書整理期間、これは年1回設けている蔵書点検作業に伴う休館日です、こういったものの短縮と、図書館資料の無断持ち出し防止を目的として、セキュリティーゲートの設置と合わせて全ての資料にＩＣタグを貼付することによって資料管理の適正化を図っているというものです。さらに、貸し出し情報など、利用される方のプライバシー保護の向上を図るとともに、カウンターでの混雑を緩和するために、自動貸出機を全館で運用しているというものです。

平成20年9月から全ての資料にＩＣタグの貼付を開始いたしまして、同年12月から翌年1月にかけて全館に自動貸出機、あるいはセキュリティーゲートを設置しております。この事業は平成21年2月3日から稼働しています。LPレコード、16ミリフィルムを除く全図書資料にＩＣタグを貼付しているというものです。そして、自動貸出機は13台、セキュリティーゲートは11台、地域図書館を含めて設置されているというものです。

導入の効果ですが、複数の資料を一括で読み取り処理できるというＩＣタグの特長によりまして、貸し出し・返却処理に要する時間が短縮されております。また、先程申し上げました特別図書整理期間の休館日数、これについては導入する前、平成19年度以前は4日から10日間かかっていたものが、平成21年度、導入してからは中央図書館で3日間短縮されたほか、各地域図書館でも1日から2日間が短縮されております。また、特別図書整理により判明した不明資料数、これは導入する前が9,718点でございましたが、導入してからは、平成21年度2,518点、22年度1,077点、23年度1,055点となりまして、セキュリティーゲートの設置によりまして、無断持ち出しの抑止効果が着実に認められております。

また、自動貸出機については操作が簡単で、借りる資料を他人に知られることなく利用者本人が貸し出し処理できるということから、これについても好評です。また、カウンター業務の迅速化についてですが、約20%が自動貸出機を利用して貸し出しをされております。この自動貸出機がなければこれらもカウンターで処理をしなければなりません。カウンター業務の迅速

化もこのことによって図られているというものです。

貸し出しを受ける場合、予約した本を受け取る方はどうしてもカウンターに来なければなりません。その方たちをお待たせしないで済むということで、自動貸出機の活用をもっと図っていきたいと考えております。

以上のように、ＩＣタグの導入によりまして図書整理に要する時間も大幅に短縮でき、自動貸出機を導入することでプライバシーの保護やカウンター業務の迅速化にもつながっていると考えております。

そして、今後の課題ですけれども、この自動貸出機の一層の利用を進めていきたいと考えております。予約で現在本を受け取る方は全体の30%前後、残りの70%のうち、現在20%の方が自動貸出機を利用しております。この割合を高めていくことが必要であると考えております。積極的に職員が自動貸出機の利用を呼びかけるということ、あるいはそういった講習会を開く等も行っておりますけれども、今後もさらにこういった自動貸出機の案内、あるいは誘導等の徹底により、現在の利用率の向上を継続的に図っていきたいと考えております。

以上、雑駁ですが、この事業の概要を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。

自動貸出機は全ての図書館に設置しているのでしょうか。

【説明者】

はい。各地域図書館に1台、本館に複数台、こども図書館にもあります。

【部会長】

それから、特別図書整理期間の休館日数について、どの館も短縮されたのでしょうか。

【説明者】

はい。全て短縮が図られているというものです。

【部会長】

ＩＣタグをつけなくても、バーコードでも図書館の貸し出し管理はできるのではないかと思いますし、ＩＣタグよりバーコードの方が圧倒的に安いと思うのですが、その辺の判断はどういうふうにされたのですか。

【説明者】

ＩＣタグは貸し出し情報、要するにそれが貸し出しされているのかされていないのか、そういった情報が入っておりますので、セキュリティゲートをくぐるときに、その処理がされないとそこでブザーが鳴ってしまうということで、抑止効果があります。

それから、ＩＣタグにはどこの図書館にその本があるのか、といった情報が入っているので非常に管理がしやすいのです。また、特別図書整理期間のときに、これまで一冊ずつ図書等を確認していたところが、棚ごとに読み取れるため、作業時間の大幅な短縮につながっています。総じて非常に効果は高いと考えています。

【部会長】

これは事業費の中の I C タグ、毎年何冊も新しい図書が購入されて、それにつけていきますよね。その費用はこの事業費の内訳の事業費の中には入っていますか。

【説明者】

入っています。

【部会長】

あれ1個いくぐらいするものなのですか。

【説明者】

決算数値になりますが1個75円です。ただし、CDとかDVDは高くなって200円になります。その費用についてはこの事業費の中に入っています。

【部会長】

それでもやっぱり1,000何冊はなくなるのですね。

【説明者】

そうですね。非常に残念なことではあるのですが、私どもも本が泣いていますという展示コーナーを設けて、本がこんなふうに使われていますよと常に皆さんに投げかけはしていますが、悪質ないたずら、あるいは巧妙に本の I C タグをうまく外して持ち去ってしまうような件があって、非常に残念ですが。そういったところではかなり巡回も進めてはいるのですが、常に皆さんを監視すると、またそれが利用者からは投書あるいは苦情という形で上がってきますので、それもなかなか徹底できないというところがあります。あくまでも皆さんに善意に訴えている、そういうような状況です。

【部会長】

他の方はいかがでしょう。

【委員】

インターネットで欲しいものを全部予約して、現在の状況を確認できるなど、すごく便利な時代になりましたよね。受け取りも返却もいろんなところできる。すごく連携が取れていると思うのですが、これは I C タグのおかげですか。

【説明者】

はい。常に配送車が地域図書館8カ所と中央図書館とを行ったり来たりしていますが、どの本がどこの館の物なのかということは、I C タグで管理できます。

【委員】

ウィズ新宿などでも本を返せるのですか。

【説明者】

ウィズ新宿でもやっています。あそこは部が違うのですが、連携することによってシステムの中に組み込みまして、予約ができる、受け取りができる、そういったサービスを今進めているところです。

【委員】

自動貸出機は便利ですが使用率はなかなかあがっていない状況ですね。

【説明者】

こども図書館は60%近くです。子どもはすぐ使っていく。テレビのコマーシャルでもやっていますけれども、まとめて載せれば読み込んでくれる、時間短縮にもつながるし大変便利ですが、大人の方はやっぱりカウンターでやりたいという方が多いようです。

1回やればなれると思うので、勧誘を進めており、14、15%だったところが5%アップしてきましたので、今後もこの部分については増やしていきたいと考えています。

【委員】

先程の22番と関連するのですが、新しい図書館像というものをいろいろ考えてらっしゃるようですが、地域図書館がこれだけ充実しているとなると、中央図書館のあり方はすごく難しいような気がしますね。

【説明者】

インターネットでの予約で中央図書館に行かなくても近くの地域図書館で借り入れができるサービスになっています。一方で、滞在型の図書館といえますか、図書館でいろいろな本を調べながら調査研究をする利用者の方もかなりいらっしゃいます。本の貸し出しだけの方もいらっしゃいますけれども、中央図書館ならではの資料を使い、調査研究なさっている方もかなり多くいらっしゃいます。こういった多くの方に利用されていく図書館、そういったところを我々は具体的にサービスとして反映していかなければいけない。このように考えて、具体的に整備していきたいと努めているところです。

それから、指定管理者制度を導入した図書館の良いところは中央図書館も取り込む。中央図書館の良いところは指定管理者制度を導入した図書館の方に取り込んでいきます。例えば当初指定管理者制度を導入した図書館には苦情とか投書といったものに対応するための仕組みや意思決定が図れる仕組みがなかったのですが、中央図書館が指摘をして、現在は指定管理者でもそういった意思決定の仕組みが図られるようになっていきます。我々も接遇サービスなどは民間からも学んでいこうということで、情報共有を図っています。さらに図書館サービスを充実していけるよう、努めていきたいと考えています。

【部会長】

新宿区内に結構会社の本店なんかもあるので、専門図書館とかもたくさんあると思うのですよね。そういうところとのデータやどんな蔵書があるかみたいなものが普通の図書館で検索とかやりとりできると随分便利になりますよね。

【説明者】

まさにそういう仕組みを現在、検討の中で進めているところです。新しい図書館像という中で、一自治体が全ての本を揃える、あるいは全ての資料を揃える。これは財政的にいっても無理がありますが、専門図書館等と連携して、こういう資料がこういうところにあるといったところでリンクを張っていくことは大切です。現在も多くのところとリンクは張っているのですが、そうした所を充実させ、それを見やすくホームページに出していけるよう努めていきたい

です。

【部会長】

山手線の中の大学の図書館は相互に貸し出しができるみたいなことをやっていますよね。

【委員】

新宿区では、区内の大学図書館との相互協力を進め、連携を深めています。

【部会長】

時間になりましたので、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

【部会長】

以上で本日のヒアリングは終了となります。

おつかれさまでした。

<閉会>